

社協 みうら

221

Nov.2024

地域福祉の総合情報誌

三浦市社会福祉協議会安心館

〒238-0102 三浦市南下浦町菊名 1258-3

事務局

TEL 046-888-7347/FAX 046-889-1561

発行責任者：杉山実

編集人：高根沢奈津子

いろいろな人と、食育を。

みうらの至福人

「福祉、ふくし」と言い続けるといつの間にか「至福」になる。みうらの地域福祉を優しく支える「至福人」をシリーズで紹介するコーナーです。今回ご紹介するのは「みうらっこ食堂」代表の石崎龍介さんです。「三浦の旬な食材やおいしい料理を大人と一緒に作り、楽しい食体験をすることを目的に、月1回子どもの料理教室などのイベントを開催しています。子どもたちが自ら考えながら作る姿を見ると、嬉しくなります。地元のシェフや生産者・ボランティアなど、いろいろな人の協力を得て、居場所づくりも目指していきたいです。」

みうらの至福人—石崎龍介さん

特集・住民の力で、地域の支えあいをつくる！

三浦市ボランティア情報

自立支援最前線—児童発達支援事業所HUGくみ

市民活動訪問記

狩倉弁護士のワンポイント法律相談

三浦市社協ってどんなところ？—訪問看護ステーションほかほか

令和6年能登豪雨災害義援金の募集について

認知症介護者「三浦のつどい」について

教えて！山田さん—理学療法士・山田泰之の「介護ワンポイント・アドバイス」

福祉カレンダー



三浦市社協イメージキャラクター
健康戦隊ミウレンジャー

集

住民の力で、地域の支えあいをつくる！

平成二十七年に
本会が開講した
「介護予防イン
ストラクター講座」

において、地域の支えあ
い活動を学んだ修了生
を中心に、サロンを開設
する方が増えています。

サロンとは、近隣住民
間で集まって、お茶や体
操などのプログラムを
通して交流する場です。

介護予防インストラク
ター講座では、「介護予
防」に取り組みサロンの
事例や実施方法につい
て学ぶことができます。

他にも老人クラブ、住
民など様々な有志の力
により、現在約三十か所
のサロンが市内で開か
れています。



上宮田第5区三浦海岸ハイッ
「ハイッふれあいサロン」の様子



西海上区老人クラブしおさいカフェの様子



上宮田第1区石作2組
「車庫クラブ」の様子

最近の傾向として、住
民の高齢化に対する取
り組みとして、自治会が
中心となってサロンを
始めるケースが増えて
きています。また、住民
同士でちよつとしたお
手伝いをする活動も生
まれつつあります。日頃
の支えあいは、地域住民
間のつながりを生み、災
害時にも大きな力とな
ります。

皆さんのお住まいの
地域では、どのような支
えあい活動があるでし
ょうか。

本会では、地域福祉課
を中心に、未病センタ
ー、地域包括支援センタ
ーが連携し、住民による
支えあい活動の立ち上

げや、運営を支援してい
ます。「地域で何か始め
たい」「近所で顔の見え
る関係をつくっていき
たい」「一人暮らしの方
が多いので、つながりを
つくりたい」「自分にも
地域でできることがあ
ればやってみたい」とい
う方は、地域福祉課まで
ご相談ください。

今年度の「介護予防イ
ンストラクター講座」が
十月から始まっていま
す。途中からの参加も大
歓迎ですので、お気軽に
ご連絡ください。

【日時】十一月十九日、
十二月十七日、一月二十
一日、二月十八日、三
月十八日（第三火曜日）
十三時三十分～十五時
【場所】市民交流センタ
ーニナイテ（ベイシア三
浦店二階）

本件に関するお問い
合わせは：☎八七四一九
八八二まで。

三浦市
ボランティア
情報

☎874-9882



寄託

社会福祉事業のために
▽株式会社オーシャン
不動産代表取締役勝
俣弘文様▽大津弘道
様▽匿名（順不同）
ありがとうございます！

石川県災害対策ボランティア本部（事務局…石川
県庁）では、金沢駅からのボランティアバスや、現
地集合型によるボランティアの追加募集を実施し
ています。詳細や最新情報は、石川県災害対策ボラ
ンティア本部のホームページをご覧ください。

災害ボランティア募集情報

【日時】十一月十九日、
十二月十七日、一月二十
一日、二月十八日、三
月十八日（第三火曜日）
十三時三十分～十五時
【場所】市民交流センタ
ーニナイテ（ベイシア三
浦店二階）



ボラ協 研修に出掛けました

十月三日、三浦市ボランティア
連絡協議会において親睦研修会を
開催しました。今年度の研修テ
ーマ「防災」について学ぶため、横
浜駅近くにある「横浜市民防災セ
ンター」を訪ねました。災害シ
ミュレーションで映像を観て学び、地震・消
火器・煙や減災トレーニンングを体
験しました。最後に、風水害についての講義を受け、
災害の種類毎の対応を学びました。インストラクター
によるわかりやすい解説に、参加した二十名は熱
心に聞き入っていました。「今後に活かしていきたい」
などの感想が聞かれました。（写真は、地震体
験車に乗っている様子です。）

ボランティアの活躍の場を募集しています！
年末に向けて、福祉施設等でクリスマス会、忘年
会のご予定はありませんか？
「ギターで歌の伴奏をする」「フラダンスの簡単
な振り付けを教える」ボランティアが、新たにボラ
ンティアセンターに登録されました。ご希望があり
ましたら、左記☎までご連絡ください。

訪問歯科診療

歯のお医者さんと歯のヘルパーさん
がお宅に伺います！

○訪問歯科診療を通して、高齢者の口腔衛生の向上を支援します。
○歯科治療でお困り的高齢者と家族をサポートします。身体介護が必要
な高齢者や障害者のために往診します。往診のご用命はお電話で！

大矢部歯科医院 046-833-5809

238-0024 横須賀市大矢部 2-5-20 あづまビル（Ⅱ）1階



介護付有料老人ホーム

そんぼの家 三浦

入居一時金無料

18万8290円～（税込）

家事、食事（30日の場合）、管理費込み。介護サービスの
1割負担金、居室電気代、居室上下水道代、おむつ代など
は別途必要となります。

徹底した個別ケア。
キッチン・浴槽等を完備した完全個室。

■ ご見学 随時承っております

お問い合わせ先：TEL046-880-0711

担当・高橋

線香と日本の銘木仏壇

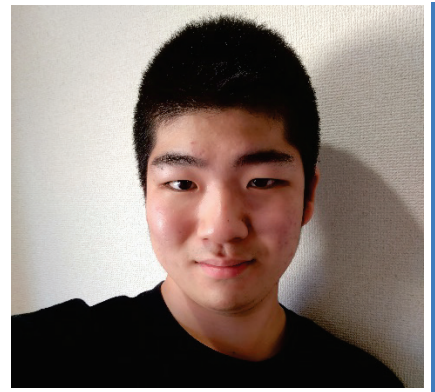
篠田仏具店



〒238-0235 城山町 2-3

TEL・FAX 881-4714

shinodabutuguten.com



三浦市在住
伊藤和寿さん(十六歳)

現在HUGくみに通う児童の中で、最年長の和寿さんです。平成二十四年から通所を始め、高校一年生になりました。毎月のイベントや、ダンスや乗馬などの余暇支援事業にも積極的に参加しています。

スタッフを手伝ったり、空いた時間にクイズを出題して仲間を楽しませるなど、みんなのお手本になる素敵なお兄さんです。

小さい子達からも大人気です。大きなソフトボックスで作ったコースを回遊する「サーキット」をみんなで遊ぶ中で、年少の子から「かずくん」と手助けを求められると、すぐにフォローしてくれます。

また、記憶力がとても良く、HUGくみで何年にどんなことがあったかをスタッフに教えてくれます。

「HUGくみ大好き」と言ってくれる和寿さん。これからも「大好き」と言ってもらえるよう、楽しみながら一緒に成長していきたいと思えます。(上村)



市民活動訪問記

日時：月1回(原則土・日曜日)
場所：初声市民センターなど
お問い合わせは…

Instagram @miurakko2022
☎ 874-9882 (三浦市ボランティアセンター)

代表の石崎龍介さんにお話を伺いました。「みうらっこ食堂は、令和四年九月に中心メンバーで『食育をコアコンセプトに、どんな活動していいか?』と話し合うところからスタートしました。親子料理教室や配食など、いろいろなやり方を試す中で、子どもとボランティアが一緒に作り、食べて楽しむという形が、自分たちの目指すものに近いと気付きました。」

取材時は「防災を知ろう!非常食と避難」をテーマに、少量の飲料水で調理するチキンライスや焼きそば等を作っていました。みんなでご飯を食べた後「防災クイズ」をして料理の作り方を復習し、学びを深めていました。また、片付けを終えた後の時間は、ボランティアを集めて、救命救急のミニ講座をおこなうなど、盛りだくさんの内容でした。「プログラムや献立も、メンバーで相談して決めます。これからも、地元の旬の食材を使ったおいしい料理を、いろいろな方と作って味わいたいです。ボランティア募集中です。周知は主に上記のインスタグラムでおこなっていますので、ぜひご覧ください。」

三浦市社会福祉協議会が運営する「児童発達支援事業所HUGくみ」へのお問い合わせは…☎876-8105

Special report

三浦市社協ってどんなところ?

事業紹介「訪問看護ステーションぼかぼか」

訪問看護ステーションぼかぼかは、令和五年八月に看護小規模多機能型居宅介護事業所「ゆっころ」と同時に開設しました。

「住民の力と私たちが誰でも暮らしやすい町へ」という本会の理念のもとに、「利用者とそのご家族が住み慣れた地域で可能な限り安心して日常生活を送ることができるよう、ご自宅に訪問し、健康状態の観察や疾病予防、悪化防止を含む看護や医療処置、介護者への支援をおこないます。当施設が入っている安心館には、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等の施設があり、ご利用者の抱える課題に対し、多職種が意見を出し合い、より良いケアの提供につながります。また、状態やサービス内容を見直さなければならぬ場合には、看護小規模多機能型居宅介護事業所への移行が可能です。

不安や苦痛に寄り添い二十四時間、最期の時まで対応します。興味のある方は、ぼかぼか(☎八七六・九九四二)までお気軽にお問い合わせください。(丸茂)

狩倉弁護士のワンポイント法律相談

法律相談は 11月22日・12月27日。予約制 ☎888-7347



Q..隣家が家の建て替えをするために測量したところ、私の自宅が隣地にはみ出しているとのこと。私の土地は元々隣地の前所有者が所有しており、私が土地を購入した三十年前から現在まで、私が境界だと思ってきたところには前所有者が作ったブロック塀があり、前所有者からは、そこが境界だと説明されて購入しました。その後、隣家が前所有者から土地建物を購入したのですが、はみ出していると言われている部分を返さなければならぬのでしょうか。

A..はみ出している部分の土地が前所有者との売買の対象地とは別の土地であるとする、相談者は、当然には、はみ出している部分を取得していないことになり、返還しなければならぬように思われます。しかし、相談者は、当該土地を三十年間使用してきているとのことですから、当該土地の所有権を時効により取得することができる場合があります。

民法第162条によれば、占有者が、二十年間、または、占有を開始する時点で当該物が自己のものであることを信じ(善意)、かつ、自己の物であると信じたことに過失がなかった場合は十年間、所有の意思を持って、平穩かつ公然と、他人の物を占有した場合、当該物の所有権を時効取得することができます(同条第1項及び第2項)。「所有の意思」の有無は、占有を開始した原因たる事実の外形的・客観的性質によって判断されます。なお、所有の意思と、善意、平穩及び公然は法律上推定されているので(同法第186条第1項)、占有開始時点で、当該物が自己のものであると信じたことに過失がなかった場合は十年、そうでない場合でも二十年占有していれば、所有権を取得することができます。

相談者は、前所有者から、ブロック塀が土地の境界である旨の説明を受けて土地を購入したとのことですから、外形的・客観的にみて、所有の意思を持って使用しているといえます。また、購入してから三十年間使用を継続していますから、時効取得を主張することで、はみ出している部分の所有権を取得でき、返還を拒める可能性があります。(担当弁護士：小川拓哉)

三浦市社協で、一緒に働きませんか?
介護職員・看護師・ケアマネジャー 募集中です!

☎888-7347 まで、お気軽にお問い合わせください

本会の紹介動画をYouTubeにて公開中です!

<https://www.youtube.com/watch?v=lmWKv6wONwY>

